

岬町財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月17日

岬町長 田代 勇

岬町規則第23号

岬町財務規則の一部を改正する規則

岬町財務規則（平成5年岬町規則第20号）の一部を次のように改正する。
第81条の次に次の1条を加える。

（マルチペイメントネットワークを利用した口座振替払）

第81条の2 官公署の発する納入通知書その他これに類するものにより支払
うべき経費については、マルチペイメントネットワーク（金融機関と収納機
関とをネットワークで結ぶことにより、金融機関が提供する手段を利用して
支払ができる、かつ、その結果が即時に収納機関に通知される決済基盤をいう。）
を利用して口座振替の方法により支払うことができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。